

保 護 司

知っていますか？

保護司とは、地域の人々や習慣などをよく理解しているという特性を生かし、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協働して犯罪者の改善・更生を助け、犯罪の予防に当たる民間のボランティアです。身分としては、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた、無報酬の非常勤国家公務員です。



▲詳細

保護司の職務

保護観察



犯罪や非行を犯した人に対して、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助けるものです。

環境調整



少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰住先の調査引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整えるものです。

犯罪予防活動



犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めるものです。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強化月間として、街頭啓発やパネル展示、集会などの様々な活動が展開されます。

✉ 沼津地区保護司会長泉支部長 木村 実 さんからのメッセージ

現在長泉町では7人の保護司が活動していますが、全国的に保護司のなり手が減少しており、長泉町も例外ではありません。この3年で5人の保護司が定年などで退職されました。

保護司は特別な資格が必要なわけではありません。罪を犯した人を受け入れ、同じ目線に立って親身に接することで再犯を防ぎ、安全安心な地域づくりに貢献できるやりがいのある仕事です。一緒に長泉町のために活動してみませんか？



福祉保険課 989-5512